

4月1日  
から

# 保険証が新しくなります

新しい保険証を3月末日までに郵送しますので、保険証が届きましたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口へ提出してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は3月31日です。4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館にお返しください。

☎ 国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)

退職者は「緑色」です。  
この部分の色は、一般が「赤色」、

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成27年3月31日	記号 土浦 番号 123456
氏名	土浦 太郎	
生年月日	昭和23年11月3日	性別 男
資格取得年月日	平成22年11月4日	
世帯主氏名	土浦 太郎	
住所	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	
交付年月日	平成26年4月1日	
保険者の名称及び印	茨城県 土浦市	
保険者番号	080036	

## 手続きが必要な方

国保の加入・脱退は自動的には行われませんので、必ず手続きをしてください。脱退の手続きが済んでない場合は、国保税の課税が継続されます。

対象者	持ち物	備考
すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証、国保の保険証	—
退職などで、職場の保険証の資格を喪失している方	退職証明書、離職票、資格喪失証明書のいずれか1点、身分証、はんこ	支所・出張所での保険証の即日交付はできません。
市外に居住する学生で、引き続き土浦の保険証の交付を受けたい方	在学証明書、身分証、はんこ	支所・出張所での手続きはできません。また、毎年申請が必要です。

### ●外国籍の方は…

在留期限が、平成27年3月31日以前の場合、在留期限が保険証の有効期限となります。在留期限の違う方が世帯にいる場合、保険証の有効期限はそれぞれの期限に合わせて発行します。(該当する方が在留資格の延長手続きをしたときは、国保年金課で保険証の更新をしてください)

※在留資格の更新が行われないと、国民健康保険の資格を失いますのでご注意ください。

### ●75歳以上の方は…

平成20年4月1日から、75歳以上の方は国民健康保険の対象ではなくなり、後期高齢者医療制度に移行しています。国民健康保険の保険証は送付されず、後期高齢者医療被保険者証が7月に別途送付されます。(75歳未満の方で、後期高齢者医療制度対象となっている方も同様です)

### ●退職者の保険証をお持ちの方へ

平成27年3月31日までに65歳になる方の退職者被保険者証(緑色)の有効期限は、65歳になる誕生日の末日までとなります。有効期限が切れる月に、改めて3月31日まで有効の一般の保険証を送付します。

### ●保険証の送付方法は…

4月からの保険証は普通郵便で送付しますが、ご希望により簡易書留または窓口交付を選択することができます。

※3月12日(水)まで随時受け付け

◎簡易書留…300円分の切手を国保年金課国保賦課係まで郵送または直接窓口へ持参

◎窓口交付…事前に電話で。保険証交付時に身分証とはんこを持参



## 所得の申告が必要です

平成25年中の所得が、26年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎になります。25年中に所得がなかった方も申告をしないと、高い税額となる可能性がありますので、必ず申告してください。

ただし、給与・年金所得がある方や、すでに申告をされた方は必要ありません。

☎ 課税課市民税係(☎内線2231)

## 国民健康保険高齢受給者証のご案内

～自己負担割合が「1割」の受給者証の方へ～

新しい「国民健康保険高齢受給者証」を3月中にお送りします。4月以降、医療機関にかかるときは、保険証と新しい高齢受給者証を窓口へ提示してください。なお、4月1日現在すでに70歳以上の方の自己負担割合は、これまでどおり1割に据え置かれます。

☎ 国保年金課国保給付係(☎内線2295)